

## 令和7年1月県議会臨時会提出予定条例案の概要

一部改正条例案3件を提出予定です。

番号	条例案の概要								
1	<p><b>一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>人事委員会勧告に基づき、給料表、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当について改定するほか、所要の改正を行います。</p> <p>(1) 一般職の職員の給与に関する条例</p> <table border="1" data-bbox="327 869 1460 1120"> <tr> <td data-bbox="327 869 598 969">ア 給料表</td> <td data-bbox="598 869 1460 969">公民較差2.62%を解消するため、初任給及び若年層に重点を置き、給料月額を引き上げます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 969 598 1019">イ 期末手当</td> <td data-bbox="598 969 1460 1019">支給月数を0.05月引き上げます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 1019 598 1068">ウ 勤勉手当</td> <td data-bbox="598 1019 1460 1068">支給月数を0.05月引き上げます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 1068 598 1120">エ 寒冷地手当</td> <td data-bbox="598 1068 1460 1120">月額(11月～3月)を約11.3%引き上げます。</td> </tr> </table> <p>(2) 特別職の職員の給与に関する条例</p> <p>一般職の職員との均衡を考慮し、期末手当の支給月数を0.05月引き上げます。</p> <p>(公布の日から施行し、(1)のア及びエは令和6年4月1日から、(1)のイ及びウ並びに(2)は同年12月1日から適用)</p> <p>人事課 026-235-7033 (TEL) E-mail: jinji@pref.nagano.lg.jp</p>	ア 給料表	公民較差2.62%を解消するため、初任給及び若年層に重点を置き、給料月額を引き上げます。	イ 期末手当	支給月数を0.05月引き上げます。	ウ 勤勉手当	支給月数を0.05月引き上げます。	エ 寒冷地手当	月額(11月～3月)を約11.3%引き上げます。
ア 給料表	公民較差2.62%を解消するため、初任給及び若年層に重点を置き、給料月額を引き上げます。								
イ 期末手当	支給月数を0.05月引き上げます。								
ウ 勤勉手当	支給月数を0.05月引き上げます。								
エ 寒冷地手当	月額(11月～3月)を約11.3%引き上げます。								
2	<p><b>長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>人事委員会勧告に基づき、給料表を改定するほか、所要の改正を行います。</p> <p>(公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用)</p> <p>教育政策課 026-235-7421 (TEL) E-mail: kyoiku@pref.nagano.lg.jp  義務教育課 026-235-7425 (TEL) E-mail: gimukyo@pref.nagano.lg.jp  高校教育課 026-235-7429 (TEL) E-mail: koko@pref.nagano.lg.jp  特別支援教育課 026-235-7432 (TEL) E-mail: tokubetsu-shien@pref.nagano.lg.jp</p>								

3

**長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案**

人事委員会勧告に基づき、給料表を改定します。

(公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用)

警務課 026-233-0110 (TEL) E-mail: police-keimu@pref.nagano.lg.jp



(問合せ先)

担 当 総務部情報公開・法務課法務係  
伊豫田、根本  
電 話 026-235-7057 (直通)  
026-232-0111 (代表) 内線 2287  
F A X 026-235-7370  
電子メール kokai@pref.nagano.lg.jp